

社会権規約委員会第 59 会期閉幕

2016/10/07

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 59 会期が閉幕した。今日の会合では、コスタリカ、キプロス、ポーランド、チュニジア、レバノン、ドミニカ共和国、フィリピンの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。会期中には、社会権の促進・保護における市民団体の重要な役割が討議され、個人通報 1 件が審理された。また、個人通報における第三者の意見書に関する指針が採択された。ビジネスと人権に関する一般的意見草案に関する作業も行われ、人権擁護活動家と社会権に関する声明も採択された。自由権規約と社会権規約 50 周年に関する自由権規約委員会との共同声明も合意され、12 月 16 日に公表される予定である。第 60 会期は 2017 年 2 月 20～24 日に開催される。第 61 会期は 5 月 29 日～6 月 23 日に開催され、オーストラリア、リヒテンシュタイン、オランダ、パキスタン、スリランカ、ウルグアイの報告書の審査が行われる予定である。

強制失踪委員会 国連加盟国・市民団体・国連機関と会合

2016/10/07

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は、国連加盟国、国内人権機関・NGO、国連機関とそれぞれ会合した。国連加盟国との会合で委員長は、この会合は強制失踪条約締約国だけでなく、強制失踪の問題に関心がある国や条約の普遍的批准を支持する国も参加できると述べた。また、条約締約国 52 カ国のうち、個人通報を検討する委員会の権限を認めている国は 20 カ国に過ぎないことにも言及した。日本政府代表は、普遍的批准のための活動など委員会の様々な活動の重要性を支持すると述べた。市民団体との会合で委員長は、国内人権機関の独立性と機能性を評価することが重要であると述べた。国連機関との会合で発言した国連開発計画 (UNDP) の代表は、UNDP の各国での優先事項の一つは国内人権機関を支援し、人権制度強化のための国内人権機関の能力を構築することであり、また、持続可能な開発目標の平和・司法・強力な機関に関する目標 16 などを達成しようとする国々も支援していると述べた。

世界死刑廃止デーに向けて共同声明

2016/10/07

国連人権高等弁務官事務所

10月10日の世界死刑廃止デーに向けて、略式処刑、拷問、テロ対策に関する3名の特別報告者が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。複数の国が最近、テロ抑止のために死刑を執行したり、何年間も執行停止していた死刑をテロ関連犯罪に関して再開している。国連総会は加盟国に対して、死刑の利用を制限し、死刑が適用される犯罪を減らすよう繰り返し求めている。65カ国がテロ関連犯罪に対する死刑を法律で規定しており、そのうち15カ国が過去10年間に死刑を執行した。2015年には少なくとも7カ国でテロに対して死刑が科され、死刑が執行された多くの地域は中東と北アフリカであった。法律を改正して死刑を導入したり、最も重大な犯罪ではないテロ関連犯罪にまで死刑の適用を拡大している国もある。それらの多くの国には公正な裁判制度が欠如している。公正な裁判と適正手続が保障されていない死刑は違法であり、恣意的処刑も同然である。拷問禁止にも反する。

自由権規約委員会開催の予定

2016/10/13

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 118 会期が 10 月 17 日～11 月 4 日に開催される。この会期では、自由権規約の実施状況に関するスロバキア、ポーランド、モルドバ、ジャマイカ、コロンビア、アゼルバイジャン、モロッコの報告書の審査、規約 6 条(生命に対する権利)に関する一般的意見草案の検討などが行われる予定である。自由権規約（1966 年採択、1976 年発効、現締約国 168 カ国）は、人民自決の権利、生命・自由・安全の権利、拷問・虐待の禁止、逮捕される者は逮捕の理由を告げられ、犯罪容疑で逮捕・抑留された者は裁判官などの面前に速やかに連れて行かれること、移動の自由、合法的に居住する外国人の追放に関する制限、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、戦争の宣伝と国民的・人種的・宗教的憎悪の唱導の禁止などを規定する。個人通報に関する第一選択議定書(現締約国 115 カ国)、死刑廃止に関する第二選択議定書(現締約国 81 カ国)のどちらも、日本は批准していない。

ハビタット3に向けた共同声明

2016/10/13

国連人権高等弁務官事務所

ハビタット3が10月17～20日、エクアドル・キトで開催され、3万人以上が参加し、今後20年間の「ニュー・アーバン・アジェンダ」が採択される予定である。会議に向けて、住居、障害、教育、極度の貧困、食糧、対外債務、健康、先住民族、移住者、高齢者、女性に対する暴力、水・衛生に関する12人の人権専門家が共同声明を発表した。人権専門家は、持続可能な開発、社会的包摂、貧困削減の確保を目的とする「ニュー・アーバン・アジェンダ」が、貧困者と周縁化されている人々に着目する必要性を指摘した。また、強制的立退き、移転、ホームレス、貧困者の犯罪化などの現実から目をそらさず、今後20年間にそれらの防止・対処を目指し、さらに、都市で差別されている人々の関与とエンパワメントを確約しなければならないと強調した。人権が脅かされている人々・コミュニティの相当な生活水準を確保するための法律・政策・プログラム・制度の整備の必要性も指摘した。

人権専門家がタックス・ヘイブンの廃止を求める

2016/10/13

国連人権高等弁務官事務所

民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家が国連総会に報告書を提出した。内容は以下のとおり。広範な税金回避、脱税、税金詐欺、利益移転が銀行の守秘やタックス・ヘイブンに登録するペーパーカンパニーによって助長されていることは日常的に報道されるが、それによる人々の犠牲が明らかにされることは少ない。税の問題を国連総会や人権理事会の議題にする必要がある。腐敗・賄賂・税金詐欺・税金回避は人の尊厳、人権、福祉に重大な影響をもたらすものであり、国内・国際的に訴追されるべきである。国連は、税を回避する個人、投機家、巨大ファンド、多国籍企業による人権侵害・犯罪に対して協調行動をとらなければならない。国連総会に対して、タックス・ヘイブンを違法とする条約を起草するよう求める。また、内部通報者や証言者を報復から保護し、容易に情報提供ができるようにする法律を採択することが民主的・公平な国際秩序の精神に合致する。

自由権規約委員会第 118 会期開幕

2016/10/17

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 118 会期が開幕した。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表があいさつを行った。主な内容は以下のとおり。自由権規約委員会の選択議定書やフォローアップ手続に関する人的資源など、多くの分野でさらなる資源が必要である。追加予算で実施しているインターネット放送のパイロット・プロジェクトが 2017 年 6 月に終了するので、国連総会はインターネット放送に追加資金を配当すべきである。人権理事会は第 33 会期中に、性的指向・性自認による差別に関する独立専門家を任命したが、この問題は、自由権規約委員会と新独立専門家の活動が相互に強化されうる分野である。自由権規約と持続可能な開発目標 16(平和的で包摂的な社会、司法へのアクセス、強力な制度の構築)の実施は明確に重なっており、委員会の報告手続と持続可能な開発目標の実施を関連付けることは、「2030 アジェンダ」の説明責任の強化に役立つであろう。

人権副高等弁務官がハビタット3に出席の予定

2016/10/17

国連人権高等弁務官事務所

国連人権副高等弁務官 Kate Gilmore さんが、エクアドル・キトで開催される、住居と持続可能な都市開発に関するハビタット3に出席する。副高等弁務官は、会期中の多くの会議で、都市開発における人権問題、特に差別・移住者・相当で手頃な住居に関わる問題について基調演説を行う予定である。また、エクアドル滞在中に、外務・司法大臣などの政府高官や市民社会組織と会談を行う予定である。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2016/10/20

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 65 会期が 10 月 24 日～11 月 18 日に開催される。この会期では、女性差別撤廃条約の実施状況に関するカナダ、ブルンジ、ブータン、ベラルーシ、アルゼンチン、スイス、ホンジュラス、アルメニア、バングラデシュ、エストニア、オランダの報告書の審査が行われる。条約締約国は、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他の分野における女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃すると約束している。委員会は、条約遵守を監視し、各締約国の義務の履行を評価し、条約実施のための勧告を行う。女性差別撤廃条約は、1979 年に採択され、1981 年に発効した。現在の締約国は 189 カ国である。2000 年には、条約上の権利の侵害を訴える個人・集団からの通報を受理・検討し、女性の権利の重大・組織的侵害を調査する委員会の権限を認める選択議定書が発効した。現締約国は 108 カ国である。委員会は 23 人から成り、委員長は日本の林陽子さんである。

表現の自由に関する専門家 国連総会への報告書

2016/10/20

国連人権高等弁務官事務所

意見・表現の自由に関する特別報告者が明日、国連総会で自身の報告書を説明する。報告書の内容は以下のとおり。各国政府は曖昧な法律を制定し、発言・意見を損なうような絶大な裁量権を公職員に与えている。そのために、テロ対策、公共の秩序の保護、攻撃からの人々の保護を理由に、ジャーナリストの処罰、個人の口封じ、議論や情報流通の遮断が行われている。検閲は、発言者などに危害を与えるだけでなく、情報、公的参加、オープンで民主的な統治に対するあらゆる人々の権利を損なうことである。ジャーナリスト・作家・ブロガーなどに身体的攻撃を加えた人々が責任を負うことは稀である。インターネットにおける表現に対する脅威が増大しており、技術の進歩がインターネットの停止といった新たな形態の抑圧や検閲をもたらしている。政府は、国内法を見直し、こうした傾向を止めるだけでなく、表現の自由の確保において先導的役割を果たさなければならない。

集会・結社の権利に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/21

国連人権高等弁務官事務所

集会・結社の権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。多くの労働者の職場での集会・結社の権利が損なわれている。この主な原因は、何としても右肩上がりの成長と利益を絶えず追求する経済世界の体制にある。その一方で、大企業の力と地理的活動範囲が拡大するために、政府はこうした企業体を規制することと、労働者の権利・尊厳よりも利益を優先しようとする企業の試みを規制することに消極的になったり、規制が不可能になっている。政府は集会・結社の権利を保護・促進する主要な責任を負い、積極的な措置をとらなければならない。国際人権法上、労働組合に関する結社の権利も含めて、すべての権利享受を促進する明確な義務を有する。労働者の権利を保護するための古いやり方はもはや役に立たない。世界とグローバル化した経済は猛スピードで変化しており、労働に関する権利を保護する手段も迅速に適応することが不可欠である。

民主的・公平な国際秩序に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/21

国連人権高等弁務官事務所

民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家が国連総会で発言した。内容は以下のとおり。国連は税回避・腐敗・マネーロンダリングを助長するような極秘の課税管轄を許してはならない。税を回避する個人・投機家・ヘッジファンド・多国籍企業による犯罪的行為に対抗するために、共同行動が必要である。腐敗・賄賂・税金詐欺・税回避は人権に重大な影響をもたらすものであり、明らかにされ、訴追され、国内・国際的に処罰されなければならない。毎年様々な税回避による損失は30億ドルに上るが、ほとんどの実行者が処罰を免れている。また、320億ドルが海外で極秘に管理され、本来の課税を免れていると推定される。今こそ国連総会は、基準を作り実行者に対する措置を講ずるべく、税に関する国際機関を設置しなければならない。国連は、平等な世界の税制度を実現し、国内の資金流通を促進し、国内・国家間の不平等を削減するための効果的な方法を提供できるはずである。

人権擁護活動家に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/21

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が、国連総会で自身の報告書を説明した。報告書では、環境保護活動家に対する攻撃の根本原因が検証され、企業や投資家など様々な関係者に向けた具体的な勧告が行われている。また、調査の結果、事前の協議と地元のコミュニティと環境保護活動家の積極的な参加があれば、多くの環境紛争が回避できることが明らかになったとされている。特別報告者は、「環境保護活動家への攻撃・殺害が増えていること、こうした重大な人権侵害に対処するのを政府が拒み続けていることに愕然とし、深い懸念を覚える。彼らをエンパワーし保護することは、国家と国際社会の責任である。われわれは、環境災害、気候変動、無責任な資源開発に警告を発する人々を抑圧するのではなく、彼らの意見を聞くべきである。」と述べ、最後に、国際社会が環境に関わる人権擁護活動家への暴力に対して断固とした措置をとるよう求めた。

テロ対策と人権に関する特別報告者 国連総会で発言

2016/10/21

国連人権高等弁務官事務所

テロ対策と人権に関する特別報告者が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。移住がテロ行為の増加につながるという証拠はなく、制限的あるいは人権を侵害する移住政策がテロにつながる条件を作り出す可能性がある。テロ対策が国境管理と結びつく傾向があるが、これは、テロリストはテロ行為のために難民の流入を利用し、難民は急進的になりがちだという認識に基づいている。このような認識には根拠がなく、変えなければならない。フェンスを作り、追い返す作戦をとり、不法移住を処罰し、難民に関する国際法上の約束を放棄するような移住政策は、安全な場所へのアクセスの制限、人身取引業者などによる密入国の増加を招き、こうした状況は最終的にテロリストの支援となり、テロ行為の増加を引き起こす。明らかなのは、人権・正義・説明責任を尊重し、民主主義に基づく価値観を明示する政策が、効果的なテロ対策には不可欠な要素だということである。

副高等弁務官がハビタット3であいさつ

2016/10/21

国連人権高等弁務官事務所

人権副高等弁務官がハビタット3で開会のあいさつを行った。主な内容は以下のとおり。世界的に都市化が前例のないペースで拡大しており、数十億の人々の生活にプラスとなる可能性がある。しかしより多くの場合、急速な都市化と密接に関連しているのは、スラムの増加、不適切な生活条件の下に置かれた、住居や土地を持たない人々の増加、格差・不平等・差別の深刻化である。国家は上流階層ではなく貧しい人々に対して責任を持つ、人の尊厳を守る担い手として支持されているのであり、このことが「ニュー・アーバン・アジェンダ」の実施の基礎でなければならない。都市はブロックとモルタルだけでできているのではなく、権利を有する人で成り立っている。史上かつてなく多くの人々が都市に移り住んでおり、都市は良くも悪くも変化を起こす力を持つ場所である。良い変化のためには、都市は人々の権利を支えるものでなければならない。

相当な住居に関する特別報告者がハビタット3で発言

2016/10/21

国連人権高等弁務官事務所

相当な住居の権利に関する特別報告者がハビタット3で発言した。主な内容は以下のとおり。世界的に住居に対する関心はあるが、それは人権の観点からの関心でも、脆弱な集団の支援の緊急性の観点からの関心でもない。急速な都市化の中でホームレス、強制立退き、不安定な借地権が増え、住居・土地・不動産投機の商品化、都市の中産階級化が進んでいるにもかかわらず、国際社会は議論の中心に相当な住居の権利を据えることを怠っている。ホームレスや耐え難い居住条件での生活を強いられている多くの人々は「問題」として扱われているが、彼らは権利を主張する者として扱われなければならない。関係者は、新たな都市の権利アジェンダにおいて相当な住居に対する権利を実現しなければならない。ハビタット3は様々な関係者が人権に基づく世界的変化を約束する素晴らしい機会であった。これは第1歩に過ぎない。変化を起こすのは会議ではなく、人々である。

自由権規約委員会 活動方法を討議

2016/10/24

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では活動方法に関する討議が行われた。委員長は国連総会第三委員会で発言した内容を報告した。すなわち、生命に対する権利に関する一般的意見の進捗状況、個人通報の現状、フォローアップ手続の重要性に触れたこと、個人通報件数が毎年増加していることを考慮し、さらなる資金を要請したことを報告した。また、複数の国が死刑を再導入する可能性に言及していることを委員会が懸念していると強調したことも報告した。討議で発言した複数の国の代表が、締約国の報告書未提出の問題に関して、会期に出席しなくても締約国審査を行い、また、締約国に技術協力支援を提供することを提案した。また、条約機関は明確な任務以外の活動に従事し、時間と資源を不適切に使っていると批判し、さらに、報復に関するサンホセ・ガイドラインは条約に含まれていない義務を締約国に課すものであると批判する発言もあった。

女性差別撤廃委員会第 65 会期開幕

2016/10/24

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 65 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、女性差別撤廃委員会はすべての持続可能な開発目標・ターゲットを通して女性の権利とジェンダー平等を主流化するよう努力しており、「2030 アジェンダ」と女性差別撤廃条約をリンクすることによって、女性の権利の促進・保護と実質的なジェンダー平等の達成に関する政府の説明責任が強化されると期待できると述べた。また、人権理事会第 33 会期で、性的指向とジェンダー自認による暴力・差別に関する独立専門家が任命されたこと、「女性・子ども・青少年の健康のための世界戦略」（2016-2030）の実施のためのハイレベル政治支援に関する作業部会を WHO と人権高等弁務官事務所が共同で設置したことなどに言及した。林陽子委員長は、中央アフリカの加入により、選択議定書の締約国が 108 カ国になったこと、条約の締約国は変わらず 189 カ国であることを報告した。

インターセックス周知デーに向けて人権専門家らが共同声明

2016/10/24

国連人権高等弁務官事務所

10月26日のインターセックス周知デーに向けて、国連の委員会、人権専門家らが共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。世界中の国々でインターセックスの乳幼児・子ども・青少年が、外見を男女の体に関する社会的期待に沿うよう強制的に変えるために、医療上必要ではない手術、ホルモン治療などを受けている。それらの多くは、本人の完全・自由なインフォームドコンセントがなく行われており、これは基本的人権の侵害になる。政府は直ちにこうした手術などを禁止し、インターセックスの大人と子どもの自律と諸権利を守るべきである。彼らとその親への同じ立場の人々などからの支援とカウンセリングも必要である。政府はまた、彼らに対する人権侵害を調査し、加害者を処罰し、救済と補償を行うべきである。さらに、彼らの権利に関する認識を高め、彼らを差別から保護し、人権侵害の根本原因に対処し、医療関係者と公職員に研修を行うことも必要である。

プライバシーの権利に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/24

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。政府が監視のためにプライバシーを侵害するような法律を促進する傾向が強まっている。ドイツでも先週、治安サービス活動に関する法律が可決され、国内・国際的専門家、市民社会組織、企業に対する不要・過度と思われる行動が合法化された。特に遺憾なのは、外国人を差別する国内法の規定である。世界中のすべての市民のプライバシーの権利は監視に関する法律で保護されるべきである。国民と外国人の区別は実際に役立つことではなく、普遍的なプライバシーの権利の原則に反する。また、携帯電話は個人情報の宝庫であるとともに、黙秘権を完全・効果的に損ねかねないものである。携帯電話の情報へのアクセスを認める裁判所の令状は、この権利を事実上侵害する可能性がある。この分野の進歩と暗号化のような技術に対して非常に懸念を感じている。

移住に関する専門家の共同声明

2016/10/24

国連人権高等弁務官事務所

移住者の人権に関する特別報告者と移住労働者権利委員会委員長が、共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。移住に関する考え方・枠組みを根本的に転換する必要がある。移動は、正規・安全でアクセス可能で手頃な移住経路を設けることによって管理されなければならない。現在の移住政策は近視眼的であり、移住者を防ぎ、あるいは多くの労働者を安い報酬で得ようとすることに重点を置いている。各国は長期的な戦略ビジョンを持つ必要がある。移住者の声を聞く適切な公の協議や議論を行い、正規・安全でアクセス可能で手頃な移動経路の必要性の理解を構築するよう求める。移住に関するグローバル・コンパクトがそのための第一歩になるのであり、2年間の策定過程で、移動を促進する長期戦略が生み出されると期待する。移動を効果的に管理するためには、各国はすべてのメリットと課題を考慮に入れた、より洗練された移住の概念を作ることが必要である。

強制失踪作業部会議長 国連総会で発言

2016/10/25

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会議長が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。短期間の失踪が急増していることを特に懸念している。これは、個人を限られた期間、法の保護の外に置く、自由の剥奪として認識されていない。いかに短期間であっても強制失踪となることを改めて強く主張したい。強制失踪の撲滅は容易ではないが、各国が直ちにとることができるいくつかの措置がある。一つは、個々のケースや訪問において、わが作業部会と十分に協力することである。各国の訪問は非難・批判のためではなく1992年の「強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言」の実施を支援する目的で行っている。すべての国は、強制失踪への対処・撲滅を支援するための訪問の申入れを真剣に検討してもらいたい。また、強制失踪条約の即時批准を求めたい。この条約は、強制失踪の防止・処罰・補償・再発阻止に関する確固とした法的枠組みのための基礎を規定している。

食糧の権利に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/25

国連人権高等弁務官事務所

食糧の権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。適切な食糧の権利とは、生存のために必要な最低限の物にとどまらない、栄養上適切な食糧の入手を確保することである。ほぼ8億人が慢性的な栄養不良、20億人以上が微量栄養素欠乏症であり、6億人が肥満である。貧困は栄養不良だけでなく、微量栄養素欠乏症や肥満を引き起こす可能性がある。低所得者は健康的な食品を買う余裕がない。増加する不健全な食習慣は非伝染的疾患と早死の一因である。食糧システムは食品製造・加工産業に支配され、大規模食品企業が低価格だが低栄養・カロリー過多の食品で世界の市場を氾濫させている。人権の枠組みの中で、政府は食品産業を規制する効果的な措置をとる義務がある。4月に採択された「栄養のための活動の10年」を活用してもらいたい。第1段階は、食糧の権利に不可欠の要素としての栄養の認識、監視・説明責任・透明性のための制度強化である。

健康の権利に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/25

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が国連総会で自身の報告書を説明した。報告書では、「アジェンダ 2030」(SDGs)の実施と健康の権利の完全実現のために不可欠な優先課題として、平等と非差別、説明責任、国民皆保険、非暴力を挙げ、各国政府に対して次のような勧告が行われている。すなわち、①データの収集・集計を通して格差を明らかにし、最も弱い立場の人々を優先すること、②SDGsの実施において進捗状況を監視し、見直しと説明責任を支援すること、③SDGsの実施と健康の権利の実現に関わる法・政策・実行に参加できるよう、すべての関係者をエンパワーすること、④保健制度を効果的・透明で責任のあるものにし、国民皆保険の実現を目指して保健制度などに関わる不均衡に取り組むこと、などである。特別報告者は発言の中で、各国がSDGsの健康に関わる規定を狭く捉え、達成容易な目標を採用することで、周縁化され排除されている集団を傷つけることのないよう求めた。

自由権規約委員会 生命に対する権利に関する一般的意見草案を討議

2016/10/26

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約6条(生命に対する権利)に関する一般的意見草案の討議が行われた。取り上げられたのは以下のパラグラフである。すなわち、パラグラフ5: 障害者の生命に対する権利の特別な保護、パラグラフ21: 国は生命に対する権利を保護し、生命を保護するために適切な法的措置をとる法的義務を負う、パラグラフ22: 生命に対する権利を法律によって保護する義務の定義、パラグラフ23: 生命の剥奪に対する規制、パラグラフ24: 生命に対する権利を保護するための積極的な措置をとる義務、パラグラフ25: 国は自国領域内で活動する他国による生命の剥奪から個人を保護するために適切な措置をとる、パラグラフ26: 生命に対する権利を保護する義務として、国は弱い立場の人々の保護のために例外的措置をとる、パラグラフ27: 国は国によって収監されている人々の生命を保護するために効果的な措置をとる義務を負う、である。

障害者の権利に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/26

国連人権高等弁務官事務所

障害者の権利に関する特別報告者が国連総会で自身の報告書を説明した。報告書は、国や国際機関が障害者に配慮した政策を策定するための明確な指針を提供している。また、包摂性に関して政策を評価する際に不可欠の要素として、非差別、利用可能性、支援サービスの必要性を挙げ、それぞれに対応するための実際的な勧告を行っている。特別報告者は発言の中で、「障害に特定した支援と手頃な補助具の提供は、最大課題の一つであろう。幅広い関係者の行動と協力が必要であり、障害の個別の問題や主流化に関する政策の策定・実施過程において、障害者団体の代表との密接な協議が必要である。人権と開発は表裏一体である。現在は『アジェンダ 2030』に関する国内枠組の調整のための新たな政策や改革が加速しつつある特別な時であり、この好機を利用して、障害者の包摂を開発政策の中心に据えて取り組むべきである」と述べた。

文化的権利に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/26

国連人権高等弁務官事務所

文化的権利に関する特別報告者が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。イエメン、アフガニスタン、イラク、リビア、マリ、シリアその他の多くの国で、文化遺産の破壊行為によって人々が傷つけられている。文化遺産が攻撃されるときには、人々と基本的な人権も攻撃されている。破壊行為にはしばしば人の尊厳と人権に対する重大な攻撃が伴う。われわれは文化遺産の破壊だけでなく、人々の生活の破壊にも対処しなければならない。それらは相関しているからである。破壊行為によって損なわれるのは、差別からの自由、思想・良心・宗教の自由、芸術的表現・創造の自由、文化的生活に参加する権利、文化遺産へのアクセス・共有の権利などである。人権と平和構築を促進する総合的な戦略に基づく解決策を求める。再建に関して文化遺産と特別な関係のある人々と協議すること、破壊行為に立ち向かう人々の安全を確保することも必要である。

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2016/10/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査作業部会第 26 会期が 10 月 31 日～11 月 11 日に開催される。この会期では、トーゴ、シリア、ベネズエラ、アイスランド、ジンバブエ、リトアニア、ウガンダ、東ティモール、モルドバ、ハイチ、南スーダンが審査を受ける。今回が審査 2 巡目の最後にあたり、この 11 カ国の審査をもって、国連全加盟国 193 カ国が審査を 2 回受けたことになる。2 巡目以降の審査を受ける国には、前回審査の勧告の実施のためにとった措置を明らかにすることが求められる。会合では作業部会と各国との質疑応答が 3 時間半行われ、その後の 30 分間で各国に対する作業部会の勧告が採択される。今会期の最終文書は、2017 年 2～3 月の人権理事会第 34 会期で採択される予定である。なお、11 月 9 日に人権理事会はパネル・ディスカッションを開き、普遍的定期審査を含む人権に関する勧告のフォローアップのための国内プロセス・制度を討議する予定である。

アルビニズムの人々に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/27

国連人権高等弁務官事務所

アルビニズム(先天性白皮症)の人々の人権に関する独立専門家が、国連総会で自身の報告書を説明し発言した。独立専門家は、「アルビニズムの人々に対する攻撃については、根本原因に対処する具体的な行動をとるべきである。根本原因の一つは、彼らを幽霊とみるような伝統的・文化的な誤信・誤解である。もう一つの原因は、彼らの血を飲むと魔力を得られるというような魔術信仰・実践である。さらに、貧困も根本原因であり、闇市場での彼らの体の一部の価値を念頭におきながら、容易に裕福になれるかもしれないという考えが攻撃の強い動機になっている」と述べた。報告書では、アルビニズムの人々に対する攻撃・差別のこうした根本原因について述べている。そして、魔術信仰による行為の規制など法律上の具体的措置について述べるとともに、長期的・持続可能な意識向上、アルビニズムの子どもの母親の支援改善に着手すべきだとしている。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見の討議継続

2016/10/27

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約6条（生命に対する権利）に関する一般的意見草案の討議が引き続き行われた。今日の会合では、パラグラフ29、30、31が取り上げられた。パラグラフ29は、生命に対する直接の脅威を引き起こす可能性のある社会の一般状況に対処するために、締約国は長期的措置をとるよう相当な注意を払う義務があると規定する。上記の一般状況には、銃器による暴力、生命を脅かす疾病、自然の大災害、極度の貧困などが含まれるとする。パラグラフ30は、調査は独立、公平、迅速、徹底的、効果的、信頼できる、透明性を有するものでなければならず、締約国は真実を追及するために適切な措置をとらなければならないと規定する。パラグラフ31は、拘禁中の死亡については、特に不自然な死だとする信用できる報告がある場合には、締約国当局による生命の恣意的剥奪が推定され、適切な調査が必要であると規定する。

宗教・信念の自由に関する専門家 国連総会で発言

2016/10/28

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。多くの人々が国際社会の気がつかないやり方で、宗教・信念の自由を侵害されている。社会の注意は神への冒瀆・背教・改宗に関して刑法を適用することに向けられているが、個人やコミュニティはその他の多くの方法で苦しめられおり、宗教・信念の偏狭な解釈が暴力を引き起こす場合もある。宗教上の不寛容は宗教そのものから直接発生するのではない。柔軟に解釈するか、狭く解釈するかについて最終的に責任があるのは人である。宗教の名の下において行われるヘイトクライムや暴力など、宗教の不寛容な解釈が政府によって積極的に支援・奨励されることさえある。政府当局はあらゆる宗教活動を規制するのに必死である。政治・法制度が機能しない国では、犯罪組織・自警団・テロ集団が空白を埋めるがごとく活動し、その結果として、宗教・信念の自由を含む多くの人権が侵害されている。